

# 森林研修所ニューズ



平成 23 年 4 月

NO.56

## 平成 23 年度研修実施計画の概要について



～林道研修での測量実習～



～森林ふれあい研修実習（シュロの葉で昆虫づくり）～

平成 23 年度の研修においては、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展等の実現に向け、必要な知識と技術を備えた林業技術者の育成を図るとともに、人材育成マスタープランに記された、森林・林業に必要な各人材の育成段階や専門分野に応じた人材育成を行います。

### 【森林・林業技術研修】

平成 23 年度は、路網関係研修について林業専用道や森林作業道など新たな考え方にに基づくものとするとともに、作業システムに関する研修の拡充等を行います。

#### ＜本所（八王子市）での研修＞

林道（中堅）研修では、作業システムに応じた路線の線形計画について現地検討等を行い、効果的、効率的な路網整備に関して学べます。

また、森林整備研修は、施業の集約化、搬出間伐、継続的に利用できる路網整備等について学び、新たな森林整備事業等の適切な運用などができると役に立ちます。

さらに、地域森林・林業行政研修は、市町村担当職員の方が新たな市町村森林整備計画等について学べます。

安全作業指導研修では、現地実習を取り入れ、一層効果的なものとなりました。

#### ＜林業機械化センター（沼田市）での研修＞

高性能林業機械作業システム関係研修については、路網と作業システムの連携等を理解し現場で実践・活用できる者の育成に資する「基礎」、事業者等の機械装備や要員、現地の状況に応じた作業システムの選択等について助言・指導ができる者の育成に資する「個別システム」、森林の立地や施業の諸条件に応じた効率的な作業システムに関する企画・指導及び森林計画の策定・実行監理ができる者の育成に資する「システム設計」を新たに行います。

また、森林作業道技術者養成研修では、主に地方公共団体職員の方が、森林作業道作設の実践を通じ、必要な知識及び技術を学べます。

### 【国有林野事業職員研修】

平成 21 年 12 月に農林水産省が公表した「森林・林業再生プラン」を踏まえ、民・国の一層の連携を図りつつ、多様で活力のある森林整備等に努めることが必要です。また、平成 22 年 11 月にとりまとめられた「森林・林業の再生に向けた人材育成について」において、国有林野事業職員がフォレストターとして市町村の民有林行政を支援すること等が求められており、森林・林業の再生に向けた人材育成に取り組むとともに、森林・林業政策の推進に貢献していくことが必要です。

平成 23 年度は、森林の流域管理システムや民・国連携を推進するため、流域の特性を踏まえ、民・国が連携した森林整備の方策やその施業方法、木材供給の低コスト化や新たな需給拡大、民有林の制度や動向等、流域が一体となった具体的な活動や民有林行政の支援を実践するために必要な能力を向上させるために、新たに、流域管理Ⅰ〔民・国連携強化〕研修を実施します。

また、昨年に引き続き、生物多様性保全を踏まえた森林計画の作成や森林施業を推進するため、生物多様性研修を、低コストかつ効率的な素材生産や市場の需要動向に対応した販売を推進するため、生産・販売〔基礎〕研修、生産・販売 i, ii〔実務〕研修等を実施します。

# 平成23年度研修一覽

地方公共団体職員対象研修（国有林野事業職員との合同研修を含む）

研修の名称	対象者	実施時期	定員	日数
森林計画	都道府県担当職員	6/28-7/1	47	4
森林情報(森林調査)	地方公共団体担当職員等(業務担当経験年数おおむね3年以下の者)	6/14-6/17	47	4
森林保護	地方公共団体担当職員等	10/11-10/14	47	4
治山(初級) i	地方公共団体及び森林管理局担当職員 (業務担当経験年数おおむね3年以下の者)	5/31-6/10	40<14>	11
治山(初級) ii	地方公共団体及び森林管理局担当職員 (業務担当経験年数おおむね3年以下の者)	8/23-9/2	40<14>	11
治山(中堅) I [治山]	地方公共団体及び森林管理局担当職員 (業務担当経験年数おおむね5年以上の者)	8/2-8/5	45<10>	4
治山(中堅) II [地すべり]	治山業務に携わる地方公共団体及び森林管理局担当職員 (業務担当経験年数おおむね5年以上の者)	11/15-11/18	45<10>	4
治山技術現地[山地治山]	地方公共団体担当職員 (業務担当経験年数おおむね5年以上の者)	10/18-10/21	24	4
保安林管理	地方公共団体及び森林管理局担当職員等 (初任者レベルの者)	7/4-7/8	61<14>	5
保安林解除及び林地開発許可	地方公共団体及び森林管理局担当職員等 (初任者レベルの者)	11/28-12/2	61<14>	5
林道(初級) I	地方公共団体及び森林管理局担当職員等 (業務担当経験年数おおむね3年以下の者)	9/7-9/14	57<10>	8
林道(初級) II	地方公共団体担当職員等 (業務担当経験年数おおむね3年以下の者)	10/3-10/7	47	5
林道(中堅)	地方公共団体及び森林管理局担当職員等 (業務担当経験年数おおむね5年以上の者)	11/7-11/11	45<10>	5
森林土木適正施工[林道]	地方公共団体及び森林管理局担当職員等 (業務担当経験年数おおむね5年以上の者)	1/23-1/27	61<14>	5
森林整備	地方公共団体担当職員等	6/20-6/24	47	5
特用林産	地方公共団体担当職員等	9/27-9/30	47	4
林業普及指導員新任者	新任林業普及指導員等	5/24-5/27	47	4
林業普及指導員一般	任用後一定の期間を経験した林業普及指導員 (業務担当経験年数おおむね3年以上の者)	12/13-12/16	47	4
地域森林・林業行政	市町村担当職員等	12/5-12/9	20	5
森林総合利用	地方公共団体及び森林管理局担当職員 (実際に森林環境教育等の業務に携わっている者)	7/25-7/29	50<15>	5
安全作業指導	地方公共団体担当職員等	7/19-7/22	25	4
木材産業振興・木材利用推進	地方公共団体担当職員等	1/16-1/20	47	5
流域管理 II [民・国連携強化]	地方公共団体担当職員等	2/6-2/9	34	4
I 種新採用	平成23年度国家公務員 I 種採用職員	4/18-4/22	12	5
II 種新採用	平成23年度国家公務員 II 種新採用職員等	4/13-4/22	22	10
III 種新採用	平成23年度国家公務員 III 種採用職員	4/13-4/22	16	10
森林技術政策	国の若手行政官(入庁後7~9年の者) 及び研究者(入所後5~12年の者)	1/11-1/13	30	3
森林管理・経営技術者 [森林計画系コース I]	森林管理局担当職員	5/9-5/11	14<14>	3
森林管理・経営技術者 [森林計画系コース II]	森林管理局担当職員	5/9-5/13	7<7>	5
森林管理・経営技術者 [事業計画系コース]	森林管理局担当職員	5/9-5/13	21<21>	5

定員欄の <> は国有林野事業職員で内書

## 海外研修生対象研修

研修の名称	対象者	実施時期	定員	日数
持続可能な森林経営のための実施手段の強化	海外からの研修員	8/22-11/4	12	75

国有林野事業職員対象研修

研修の名称	対象者	実施時期	定員	日数
専攻科	国有林野事業職員研修規程(平成19年林野庁訓令第1号。以下「研修規程」という。)第12条第2項に基づき研修生として決定された者	4/1-3/31	8	366<10>
流域管理Ⅰ[民・国連携強化]	森林管理局流域管理指導官、森林管理署等流域管理調整官、首席森林官、上席森林官	2/2-2/9	30	8
野生生物保護・管理	野生鳥獣保護・管理等の専門的な技術指導を担う者	12/12-12/16	20	5
森林調査・施業技術	森林施業及び森林資源調査の技術指導担当職員	8/25-9/2	20	9
森林関係法制度	森林管理局の事業実行担当職員	9/7-9/9	21	3
生産・販売[基礎]	森林管理署等の収穫・生産・販売担当職員	5/30-6/10	20	12
生産・販売ⅰ[実務]	森林管理署等の収穫・生産・販売担当職員	6/27-7/8	10	12<12>
生産・販売ⅱ[実務]	森林管理署等の収穫・生産・販売担当職員	10/17-10/28	10	12<12>
生物多様性保全	森林管理局の森林施業調整官、生態系管理指導官、企画官(自然再生)等専門官	10/3-10/7	20	5
国有財産・宿舍管理	森林管理局の財産担当職員及び宿舍担当職員	9/13-9/16	14	4
森林活用	森林管理局担当係長、森林管理局係員、森林管理署等担当課長等	6/20-6/24	14	5
森林活用(通信研修)	森林官、森林管理署等担当係長等、森林管理署等係員	6/1-3/23	(40)	10箇月
財務会計(初級)	森林管理署等経理担当職員等	11/7-11/11	21	5
財務会計(中堅)	森林管理局経理課係長等	1/23-1/27	14	5
森林土木技術者育成実務研修[前半]	治山・林道(通信研修)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木係長等	7/25-8/5	30	12
森林土木技術者育成実務研修[後半]	治山・林道(通信研修)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木係長等	10/17-10/28	30	12
治山・林道(通信研修)	森林官、森林管理署等担当係長等、森林管理署等係員	6/1-3/23	(50)	10箇月
森林ふれあい	森林官、森林管理署等森林ふれあい係長等及び森林ふれあい業務担当者	7/11-7/15	26	5
安全衛生	森林管理局及び森林管理署等の安全衛生管理に関する指導を担当する職員	5/17-5/20	14	4
労務(通信研修)	森林官、森林管理署等担当係長等	6/1-3/23	(33)	10箇月
情報処理Ⅰ	森林管理局の情報処理担当職員	2/14-2/17	14	4
情報処理Ⅱ	森林管理局の情報処理担当職員	2/20-2/22	14	3
発注者網記保持	森林管理局契約適正化専門官及び発注事務を担当する課長補佐・専門官等	12/20-12/22	21	3
署長研修	研修規程第13条第2項第1号に掲げる職員	5/11-5/13	21	3
次長等研修	研修規程第13条第2項第2号に掲げる職員	5/23-5/25	30	3
課長等研修	研修規程第13条第2項第3号に掲げる職員	7/4-7/8	35	5

定員欄の( )は通信研修で外書 日数欄の < > は林業機械化センターでの実施分で内書

林業機械化センター(沼田市)実施研修

研修の名称	対象者	実施時期	定員	日数
林業機械体験	森林・林業分野の技術者となることが見込まれる関係団体の構成員	8/8-8/11	30	4
林業機械 [伐木造材技術]	地方公共団体及び関係団体の職員等	5/30-6/3	15	5
チェーンソー指導者技術向上	地方公共団体及び関係団体の職員等で伐木造材の指導を行う者	11/28-12/1	10	5
高性能林業機械作業システム [環境負荷低減]	地方公共団体及び関係団体の職員等	6/13-6/17	15	5
高性能林業機械作業システム [基礎]	地方公共団体及び関係団体の職員等(初任者レベルの者)	6/20-6/24	15	5
高性能林業機械作業システムⅰ [個別システム]	地方公共団体及び関係団体の職員等	7/25-8/3	15	10
高性能林業機械作業システムⅱ [個別システム]	地方公共団体及び関係団体の職員等	9/7-9/16	15	10
高性能林業機械作業システム [システム設計]	地方公共団体及び関係団体の職員等	11/7-11/11	15	5
集材架線	地方公共団体及び関係団体の職員等	6/6-6/10	20	5
森林作業道技術者養成ⅰ	地方公共団体の職員等	8/24-9/2	15	10
森林作業道技術者養成ⅱ	地方公共団体の職員等	9/28-10/7	15	10
低コスト作業システムⅰ	林業事業体及び関係団体の職員等	6/27-7/8	15	12
低コスト作業システムⅱ	林業事業体及び関係団体の職員等	10/17-10/28	15	12
路網整備技術者[フォローアップ]	地方公共団体及び関係団体の技術者のうち、各種の路網関連研修を受講した者等	7/11-7/15	15	5

定員欄の < > は国有林野事業職員で内書

# 研 修 紹 介

## ① 安全作業指導（平成23年2月8日～2月10日）

本研修は、間伐作業等における林業労働者の安全を確保していくため、間伐の安全作業等の推進に必要な知識や技術を習得することを目的に、平成23年2月8日から3日間、府県から21名参加のもと、当研修所で実施しました。

本研修は、「労働安全施策及び関連法令」「災害を未然に防止する作業事例」を主な内容としています。「労働安全施策及び関連法令」では、林野庁林業労働対策室から林業労働対策の現状と今後の方向に加え、民有林における労働安全施策について、「今後の方向として効率的な経営・人材育成に取り組む林業事業者への支援が必要」などの話がありました。また、厚生労働省労働基準局安全課建設安全対策室から、労働安全衛生法及び労働災害全般から見た最近の林業における災害の特徴について、「最近、他業種からの林業労働者の移動や新規就業者の増加に伴い、林業における災害が急増しているため、関係機関が連携し、労働災害防止対策の強化が必要」との話がありました。

「災害を未然に防止する作業事例」では、林業機械化センターから、架線系高性能林業機械における問題点、簡易集材方式に関して残存木被害、労働負担の軽減が期待できる新たな作業システム等の紹介がありました。

また、林業・木材製造業労働災害防止協会からは、車両系林業機械の安全な作業方法について、ヒヤリハット事例の紹介を交えた講義をしていただきました。

さらに、グループ討議では、受講者が4班に別れ、林業労働における安全対策について現状と課題について、各自が作成した資料をもとに討議を行い、最終日にそのとりまとめたものについて発表を行いました。短時間での討議でしたが、各班とも活発な意見交換が行われ、各府県の取組状況等、安全対策についての意識が高められたと思います。

今後も林業における労働災害発生の軽減・撲滅を目指すためにも、行政や森林・林業関連業界等が連携を図り、安全衛生対策の確実な実行を推進することが必要となりますので、引き続き当研修所における研修も時事の状況を踏まえ、行政における安全作業に関する知識や技術がより一層身に付く内容にしていきたいと考えています。

## ② 野生生物保護・管理（平成23年2月14日～2月18日）

この研修は、森林管理局等職員15名を対象に、「野生生物の保護・管理及び自然環境の保全と調和のとれた国有林野の管理経営を行うため、野生生物の保護・管理及び自然環境保全に関する専門的かつ高度な知識及び技術を習得させる」ことを目的として行われました。

研修内容は、①野生生物保護・管理を巡る情勢（林野庁、環境省）、②野生生物の保護・管理と森林施業（（株）野生動物保護管理事務所、東北鳥類研究所外）、③取組事例（日本クマネットワーク、九州森林管理局）、④課題研究（グループ討議）で、民間の専門家を中心に講義をいただきました。

特に、各局の希少野生動植物の保護やシカ被害対策に係る意見交換の時間を多くしたこともあり、研修生からは、

「全国の先端事例、共通の問題の認識が共有できて良かった」、「九州局のシカ被害対策の話は大変参考になった」などの感想がありました。



## 連載コーナー！！ 技術情報：ソーチェーンの目立て ②

■■■■■■■■■■「ソーチェーンの構造と働きを理解しよう」■■■■■■■■■■

林業機械化センター 主任機械化指導官 加利屋義広

前回では、目立ての必要性についてお話をさせて頂きました。今回は、目立てに必要なソーチェーンの構造や働き、そして正しい形についてお話をさせて頂きたいと考えています。

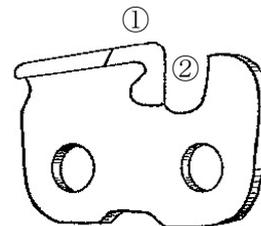
### ソーチェーンの刃はどこに付いているか理解しよう！

私が目立ての講義を行うと「ソーチェーンなんて小さくてよく見えないから刃のことなんて知らねえ。」

とか、「研いでも研いでも全然切れないんだ！」とよく耳にします。

これはどこに刃が付いているか知らないで研いでいる、ということと同じことであり、正しく目立てを行うことは出来ません。正しい目立てを身に付けるためにはまず、刃がどこに付いているのかを正しく理解することが大切です。

ではまず、図-1を見て下さい。図-1は小さなソーチェーンを拡大した図です。ソーチェーンには①と②の部分には刃が付いていて、①の部分は「上刃」といいます。この刃は真っ直ぐで上から見ると斜めに切れ込んでいる形が特徴的です。②の部分は「横刃」といいます。横刃は上刃から真っすぐ下へ縦に付いている刃です。この上刃と横刃の2つが巧みに機能して木を切っています。



△図-1

### 上刃と横刃でどうやって木を切っているのでしょうか？

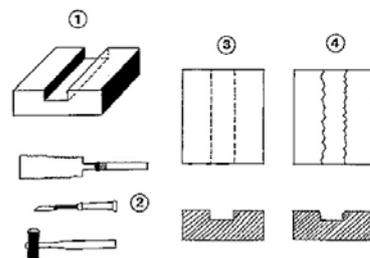
チェーンソーで横に置いた丸太を縦に切っていくと、図-2の様に綺麗な四角い溝を掘りながら木を切っていることをご存じでしょうか？私はこの様な切れ方をしていくことが不思議でならなかったことを良く覚えています。この様な溝は敷居の溝と同じだと考えれば分かり易いと思います。



△図-2

では、大工さんはどのようにして敷居の溝を作成しているのでしょうか？大工さんが図-3①のように溝の作成に使用する道具は、図-3②のノコギリ、ノミ、カナツチの3つです。まず、図-3③の様に、のこぎりで真っ直ぐに敷居の溝の縁に当たる部分に切れ込みを入れていきます。

次に、この溝に沿って深さを決めながらノミの頭をカナツチで叩きながら掘り進めて綺麗な溝を完成させます。大切なのは、ノコギリを「必ず先」に使うことです。もしもノミを先に使った場合は、図-3④の様に材木の繊維が削げてきて綺麗な溝を完成させることは非常に難しくなるばかりか、ノミの深さを決めることも非常に難しくなってしまいます。



△図-3

実はソーチェーンも同様の働きを行っています。上刃がノミ、横刃がノコギリの役目を、そしてノミを叩く力をエンジンが行っているのです。ですから、大工さんが作る敷居の溝と同じような切れ方になるわけです。ノコギリの役目を横刃が行っているのですから、綺麗で真っ直ぐな切れ方をさせるためには、横刃が上刃よりも先に木に当たる形を作ることが非常に重要だということになります。これに対して横刃よりも上刃が先に当たる様な刃の形であれば、でこぼこな切り口＝刃が波を打ったような動きをするので振動が大きい刃となってしまいます。また、横刃がきちんと作用しているかどうかの確認はおが屑（切り屑）でも確認することができます。

■■■■■■■■■■次回(57号)は、チェーンソーの種類と刃の形などについてお話をさせて頂きます。■■■■■■■■■■

# 養成研修 専攻科 50 期課題研究発表会の開催

「養成研修専攻科50期課題研究発表会」が去る2月25日、農林水産省本館7階の大臣官房秘書課研修室において開催されました。

専攻科における課題研究は、将来の林野庁中堅幹部候補にふさわしい能力を身につけさせることを目的として、研修生自らが課題を設定し、問題点の把握・分析を行い、独創性のある改善策や解決策を提案するもので、約1年かけて取り組みました。

発表会当日は、業務多忙の中、林野庁幹部職員をはじめ本庁の職員の方々、森林・林業関係団体の方々など多数の皆さんにご参加いただきました。

また、それぞれの発表後には、助言者である吉野情報管理室長はじめたくさんの方々から厳しくも暖かいご指摘やアドバイスを賜り、この場を借りてお礼申し上げます。

発表が近づくにつれ緊張の色が見えた専攻科生でしたが、いざ発表の場になると落ち着いた態度で臨み、1年間の成果を披露しました。

最後に、全体の講評として、昨年7月のテーマ選定時から長い期間に渡りご指導いただいた(独)森林総合研究所多摩森林科学園の赤間園長から、それぞれの発表に対して貴重なコメントをいただくとともに励ましのお言葉を賜りました。

50期生は、4月からそれぞれの任地に旅立ちました。この1年間で学んだこと経験したことを活かして大きく羽ばたくことを期待しています。

今後とも皆様のご指導をよろしくお願いいたします。



(課題研究発表会内容)



～何度もリハーサルを重ね、本番に挑む～

番号	課題名	発表者
1	育林の低コスト化に向けた一考察	小川 真路
2	林道事業における業務マニュアルの整備について	上西 成隆
3	東北地方の国有林におけるナラ枯れ被害の対策について	浅利 康德
4	ツキノワグマ剥皮被害地域における森林管理の一考察	清水川 一儀
5	林業事業者における蜂対策について	木戸口 雄介
6	空中写真の新たな活用の可能性について～画像解析による林況把握～	波崎 卓巨
7	木育の推進について～木材の利用促進に向けた取り組み～	鈴木 隆美
8	地域レベルにおける国有林の効果的な広報について	齊藤 崇志

# 平成23年度 専攻科生(51期生)紹介

<p>1 大内田 真 (北海道局・留萌北部署 34歳)</p>  <p>専攻科を受験した理由としては、今まで行ってきた業務を多角的に見ていきたいと思ったこと、また知識を広げ今後の業務に繋げていきたいと思ったことが要因でありました。専攻科研修生として、一年間仲間と共に多くを学び取り組んでいく所存ですのでご指導よろしくお願い致します。</p>	<p>2 葛西 陽介 (東北局・三八上北署 26歳)</p>  <p>新規採用当初から希望していた専攻科の受講について、1年間という限られた時間の中で精いっぱい取り組み、国民の皆様や職員の皆様と共に国有林野事業の発展の一翼を担えるように頑張りたいと思います。</p>	<p>3 北山 勝史 (北海道局・胆振東部署 26歳)</p>  <p>この度、専攻科研修という勉強する場を与えていただきありがとうございます。一年間という期間で最大限吸収できるように取り組めますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>4 西梅 慶臣 (北海道局・留萌南部署 27歳)</p>  <p>この度、専攻科研修生として学ぶ場を与えて下さり有難うございます。この1年間で様々な知識・技術を習得し、どんな環境でも活躍できるような自身へと成長していく決意でありますので、よろしくお願い致します。</p>	<p>5 森田 直宏 (中部局・木曾署 28歳)</p>  <p>森林・林業再生プランの最終方針が示され、日本の林業、木材産業の在り方が大きく見直されようとしています。森林・林業再生プランを実現するため、専攻科では多くの知識を獲得できるように精一杯努力します。</p>	<p>6 山崎 幸治 (北海道局・根釧西部署 34歳)</p>  <p>公務員の本来のあり方が問われているなかで、これからの業務にむけて様々なことを知るとともに、考えられる基礎となるように、この1年間で多くのことを学んでいきたいと思っています。</p>
<p>7 山部 洋士 (関東局・棚倉署 26歳)</p>  <p>今回、研修の機会を与えられたことを大変嬉しく思います。研修をとおして、森林・林業・業務に関する多くの知識・技術を吸収し、今後の森林・林業の再生に貢献できるよう努力します。</p>	<p>8 渡辺 大詞 (東北局・置賜署 27歳)</p>  <p>このような時間を与えていただいた事に感謝しております。森林・林業再生への一助となれるよう、諸般の事に能動的にかつ真摯に向き合い、他の研修生と共に切磋琢磨し研鑽を積んで参る所存ですのでどうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>～開講式・専攻科第51期生宣誓～</p> 

(お知らせ)

※2番 葛西陽介及び8番 渡辺正詞の2名につきましては、3月11日(金)に発生しました東日本大震災の影響により、少し遅れて5月1日付の着任となりました。



研修所のカンヒザクラとツバキ

## ～ 教務指導官及び研修企画官あいさつ ～

本年度も、ここ高尾の森に、高い志をもった若き国有林野マン8名が専攻科研修生として集いました。

専攻科研修は、林野庁における中級幹部への任用候補者たる資質を備えた職員を養成するため、森林・林業の分野にとどまらず、広く一般教養等の知識を習得させるとともに、研修生一人ひとりが主体的にテーマを設定し、資料収集から事象の分析、考察を行い、結論や提言を導き出す「課題研究」を通じて、施策の企画・立案、実施に取り組む能力や人格の陶冶を図って行くこととしています。

研修はスタートしたばかりです。皆様のご指導、ご鞭撻をいただくとともに、どうか温かい目で研修生たちを見守って下さるようお願い致します。

( 教務指導官：見上 敏一、研修企画官：橋本 俊夫 )

# 人事異動

## 転出（平成23年2月1日付）

林野庁 林政部 林政課 課長補佐（文書班担当） 石井 由美子（技術研修課 研修企画官）

## 退職（平成23年3月31日付）

教務指導官 岡本 元一

## 転出（平成23年4月1日付）

北海道森林管理局 留萌北部森林管理署長 佐藤 稔（総務課長）

関東森林管理局出向（総務部付（林野庁駐在）） 佐藤 英章（経営研修課長）

北海道森林管理局 森林整備部 企画官 岩田 清人（経営研修課 研修企画官）

近畿中国森林管理局出向（計画部 森林技術センター 森林技術専門官） 西山 公英（経営研修課 調整係長）

北海道森林管理局出向（石狩森林管理署 業務第2課 販売係） 的場 香奈（総務課 会計係）

関東森林管理局出向（計画部 指導普及課付） 泉田 信幸（林業機械化センター 機械化指導官）

農村振興局出向（農村政策部 中山間地域振興課 調査調整班 調整係長）

加藤 邦彦（林業機械化センター 機械化研修係）

## 転入（平成23年4月1日付）

教務指導官 勝田 孝（環境省 自然環境局 国立公園課公園事業専門官）

技術研修課 研修企画官 山部 裕一（林野庁 森林整備部 整備課 総務班 総務係長）

経営研修課長 木下 敏（林野庁 国有林野部 経営企画課 課長補佐（総務班担当））

経営研修課 研修企画官 末藤 忠治（九州森林管理局 熊本南部森林管理署 総務課長）

経営研修課 調整係長 佐々木 睦子（農村振興局 農村政策部 農村環境課 多目的機能班 機能調整係長）

総務課 会計係 藤井 幸（林野庁 国有林野部 管理課）

林業機械化センター 機械化指導官 名本 亮介（北海道森林管理局 根釧東部森林管理署 業務課長）

林業機械化センター 機械化研修係 桑島 晋司（九州森林管理局 宮崎南部森林管理署 業務課 管理係長）

## 内部異動（平成23年4月1日付）

総務課長 坂井 康宏（森林技術総合研修所 教務指導官）

よろしくお願  
いします!!

## 【お知らせ】・・・「2011国際森林年グリーンフェスティバル」の中止について

3月11日に発生しました東日本大震災による様々な影響を考慮し、4月9日・10日に予定しておりました「2011 国際森林年グリーンフェスティバル」は、中止させて頂きました。楽しみにされていた皆様には、大変申し訳ございませんが、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

この度の地震で犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

## 森林技術総合研修所の緊急災害への取組み

研修所内には、緊急時の対策として、救急薬品・AED・避難器具使用マニュアル（各部屋）等を設置しておりますが、今回は新たに緊急災害への取組みとして、災害対応マニュアルと最寄り避難場所へのルートマップの作成、また各部屋備え付けの避難経路図の整備、緊急用照明の設置などを行いました。



### （連絡先）

森林技術総合研修所 [http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/kensyuuu\\_zyo.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/kensyuuu_zyo.html)  
〒193-8570 東京都八王子市廿里町1833番地94  
TEL 042-661-7121(代表)  
FAX 042-661-7314



林業機械化センター [http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikai/kikai\\_ka\\_senta.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikai/kikai_ka_senta.html)  
〒378-0312 群馬県沼田市利根町根利1445  
TEL 0278-54-8332(代表)  
FAX 0278-54-8280